

※ 必ず内容をご確認ください。
令和5年12月8日（金）までに同意書の返送がない場合、貴社のホームページは閲覧不可能になり、後日復旧することはできません。

株式会社メディアアクセスとご契約中の皆様

令和5年11月10日

事業譲渡のご案内

(譲渡人) 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-16-4
第3アルクビル3階 浦和はやと法律事務所
破産者 株式会社メディアアクセス
破産管財人 中澤和美

(譲受人) 〒140-0013 東京都品川区南大井3-20-11
伊藤ビル6階
株式会社スマートテック
代表取締役 大泉 顯

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

同封の破産手続開始決定書記載のとおり、株式会社メディアアクセスは、令和5年8月25日午後5時にさいたま地方裁判所第3民事部により破産手続開始決定がされ、弁護士中澤和美が破産管財人に選任されました。

現在、貴社ホームページは閲覧可能な状態にあるかと存じますが（破産管財人として顧客の皆さますべてのホームページを確認しておりませんので、現在不具合ある方は申し訳ございません。）、破産手続開始に伴い株式会社メディアアクセスはその事業を廃止いたしますので、貴社ホームページも今後閲覧不可能な状態となります。

そのため、今後も貴社ホームページを維持し破産に伴う顧客の皆さまへの影響を軽減すべく、株式会社メディアアクセスの事業の一部を株式会社スマートテックに譲渡することいたしました。

ただし、貴社の株式会社メディアアクセスに対する契約を株式会社スマートテックに承継させるためには、以下の条件がございます。

- ① スマートテック社への承継には貴社の同意が必要となります。**ご同意いただける場合、同封の同意書を返信用封筒にて本年12月8日（金）（必着）までにご返送ください。仮に期日までにご返送いただけない場合、株式会社スマートテックに契約は引き継がれず、ホームページのデータは削除され復旧もできませんのでご注意ください。**
- ② 株式会社スマートテックが引き継ぐのはサーバー・ドメインの維持管理による貴社ホームページの維持管理のみです。貴社のホームページの不具合がサーバー・ドメイン以外の各種サービスの不具合によるものである場合、株式会社スマートテックは対応できませんので予めご了承ください。

③ 株式会社メディアアクセスが請け負ったホームページの更新作業等につきましては、株式会社スマートテックに引き継がれません。

これらの株式会社スマートテックに引き継がれない契約に基づく貴社の債権につきましては、金銭債権（債務不履行に基づく損害賠償請求権等）として破産債権となり、破産手続において扱われます。

④ 仮に貴社が株式会社メディアアクセスとの間で、サーバー・ドメインの維持管理によるホームページの維持管理以外にも毎月の付加サービス等の契約を締結していた場合、これらの付加サービスは引き継がれません。ただし、現在の毎月のご利用料金は今後も変更がございませんので、ご注意ください。

以上のとおり、貴社と株式会社メディアアクセスとのご契約は、本年12月8日（金）までに貴社の同意をいただければ契約の一部が譲渡されますし、他方、同日までに貴社の同意をいただければすべて解約により終了となりますので、この旨ご通知申し上げます。

また、この旨株式会社スマートテックより、お電話にて改めて説明することを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

契約中の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、株式会社メディアアクセスの破産に伴う、緊急避難的な対応としての事業譲渡ですので、何卒ご理解の程、よろしくお願申し上げます。

なお、破産手続に関してご不明な点がございましたら、別添の「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合には下記お問合せフォームよりご連絡いただきますよう、よろしくお願いたします。お電話でのお問合せにはご回答できませんのでご了承ください。

敬具

この書面とともにご送付する書類（いずれも各1通）

- 1 同意書用紙
- 2 返信用封筒
- 3 よくあるお問い合わせ

（以下、貴社が株式会社メディアアクセスに対する債権者である可能性がありますので、念のためご送付いたします。）

- 4 破産手続開始通知書
- 5 御連絡（留保型で運用する旨の説明）
- 6 財産状況報告集会等入場券

【Google フォーム】 <https://forms.office.com/r/M4YeeCQdv8>

QR コード⇒

